

「入ってよかった～」～お客様の声をご紹介します～

仕事が早い、任せて安心！
共済に加入して本当に良かった。

大阪市天王寺区 40代 男性 振興町会長

2015年2月に町会長を務める市営住宅で漏水事故があり、安心、安全で暮らすために全戸で入れる保険を検討しておりました。しかし、住民の方々に加入のご提案をすると、すでに保険や共済に加入されている方も多く、135全世帯の同意を得ることが大変難しかったです。そこで、管理費等は増額せずに費用を捻出することにして、なんとか皆さんの同意を得ることができました。

市民共済を選んだ理由は、人数ではなく広さで加入できるところです。世帯の人数が関係すると、何人でお住まいになっているのかなど、個人情報をおうかがいしなくてはなりません。また、人数によって掛金が変わると不平等にもなりますから、どのタイプの住戸でも保障内容が一緒になるように考えて、全戸で加入しました。

10月に加入し1ヶ月もたたないうちに、漏水事故が起こり、住民の皆さんから「入って良かったなあ～」というお声をいただきました。加入が少し遅れていたら・・・と思うとぞっとします。市民共済の担当者には早急に対応していただき、本当に感謝しています。

災害は明日にでも起こるかもしれないので、お金はかかりますが安心・安全を担保できる備えは絶対必要だと思います。

当組合では皆様からの貴重なご意見・ご感想をもとに、より一層ご満足いただけるサービスの提供に取り組んでまいります。

～よくあるご質問コーナー～

お客さまから、よくいただく質問や
お問い合わせをご紹介します。

Q 隣家の火災により「もらい火」で
自宅が焼失した場合に、隣家への
損害賠償請求はできますか。

A 火災の原因が隣家の「重大な過失」である場合を除き、損害賠償請求はできません。

故意または過失によって隣家が火事を起こした場合、「失火ノ責任ニ関スル法律(失火責任法)」という法律があり、法律上、隣家は損害賠償責任を負いません。「もらい火」に対する備えは、ご自身でしておく必要があります。

火災共済は、ご自宅が出火元の場合はもちろん、隣家からの「もらい火」や、消防隊の消火活動に伴う損害も保障対象となります。



火災に対する備えを
ご検討のみなさま

**大阪市民共済へ
相談ください**